

三戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

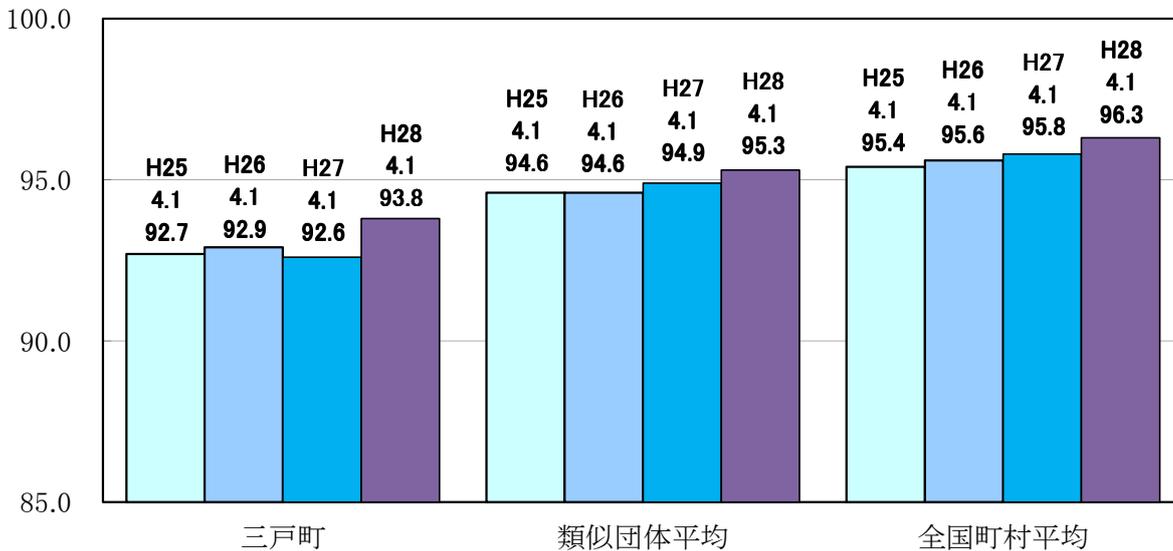
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 10,850	千円 6,116,794	千円 260,396	千円 851,813	% 13.9	% 11.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 98	千円 322,932	千円 76,110	千円 113,361	千円 512,403	千円 5,229	千円 5,557

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由及び改善の見込み
 平成28年度より勤務評定の定期昇給への反映を実施したところであり、「特に良好」の評価により6号給昇給した職員の割合が16%に上昇したことにより、平成27年度からラスパイレス指数が1.2ポイント上昇したものである。
 当該制度の継続的な運用により、今後のラスパイレス指数については同水準で推移していくものと考えており、その他の給与制度も含め、今後も適切な運用に努めていく。

(4) 給与改定の状況

三戸町には人事委員会の設置がないため記載無し

(5) 給与制度の総合的な見直しの実施状況について

①給料表の見直し〔実施〕

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。初任層(1級)に係る号級の引き下げは行わず、最高号級を最大4%引き下げ。
 40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から、4級、5級、6級の号級を増設。
 激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

- ②地域手当の見直し 三戸町は地域手当の支給がないため記載無し
 ③その他の見直し内容 特になし

(6) 特記事項 特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三戸町	40.2 歳	283,361 円	305,335 円	300,274 円
青森県	43.4 歳	326,100 円	391,807 円	357,621 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.8 歳	303,965 円	344,996 円	328,396 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三戸町	43.1 歳	15 人	235,477 円	249,211 円	240,937 円	—	—	—	—
うち技能員	36.2 歳	9 人	205,933 円	215,733 円	206,656 円	—	— 歳	— 円	—
うち用務員	57.0 歳	2 人	271,280 円	276,480 円	276,480 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.38
うち自動車運転手	51.5 歳	4 人	284,050 円	310,901 円	300,300 円	自家用自動車運転者	55.0 歳	195,600 円	1.59
青森県	49.3 歳	357 人	301,800 円	336,973 円	324,644 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	7 人	276,423 円	295,761 円	285,979 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三戸町	—	—	—
うち技能員	3,546,996 円	— 円	—
うち用務員	4,563,360 円	2,732,900 円	1.67
うち自動車運転手	4,955,212 円	2,686,600 円	1.84

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分	三戸町	青森県	国	
一般行政職	大学卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	142,000 円	— 円
	中学卒	— 円	130,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区分	経験年数10～20年未満	経験年数20～25年未満	経験年数25～30年未満	経験年数30年以上	
一般行政職	大学卒	290,306 円	341,421 円	375,620 円	398,825 円
	高校卒	239,025 円	306,900 円	339,900 円	381,457 円
技能労務職	高校卒	— 円	252,600 円	289,550 円	277,920 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	301,000 円

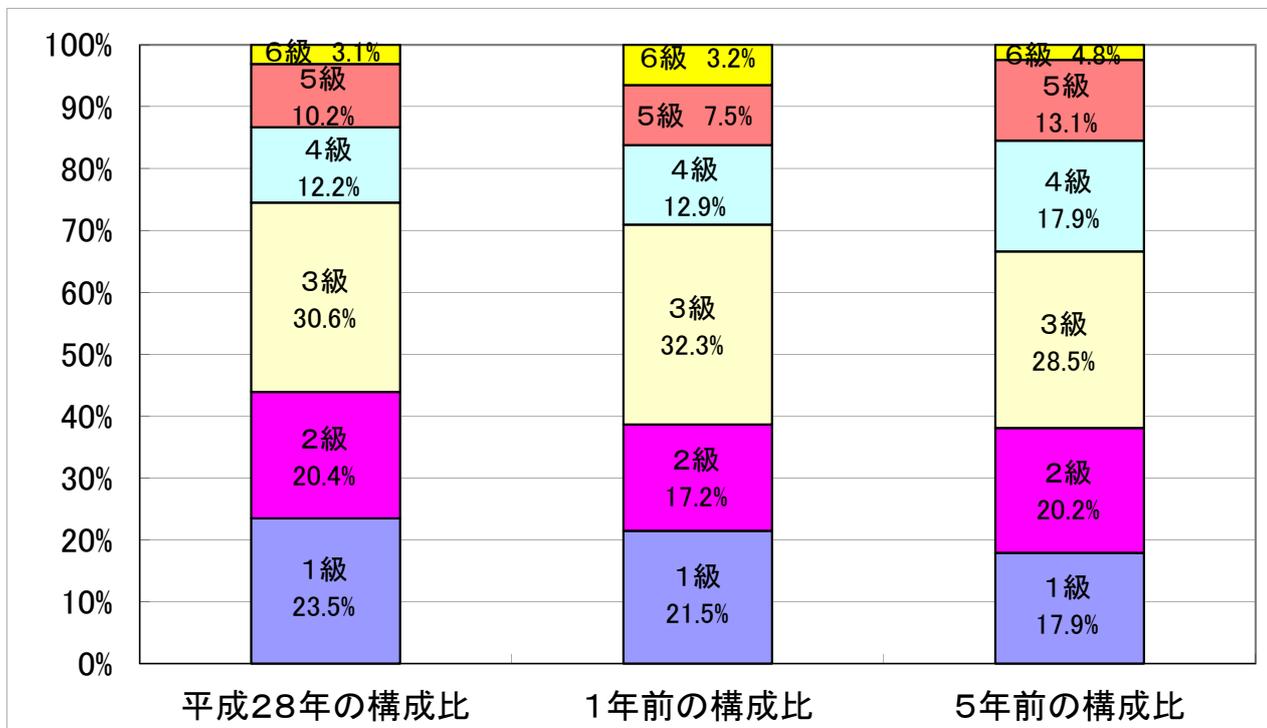
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料額
6級	教育次長及び参事の職務	人 3	% 3.1	円 317,000	円 409,000
5級	課長及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務	人 10	% 10.2	円 286,200	円 391,800
4級	課長補佐、総括主幹及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務	人 12	% 12.2	円 259,900	円 383,000
3級	班長、主幹及び職務の複雑、困難、責任の度がこれらと同等と認めるもので、規則で定めるものの職務、困難な業務を処理する総括保育士、総括児童厚生員の職務	人 30	% 30.6	円 226,400	円 348,800
2級	主査の職務、特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う主任保育士、主任児童厚生員の職務	人 20	% 20.4	円 190,200	円 303,000
1級	定型的な業務を行う主事、保育士、児童厚生員の職務	人 23	% 23.5	円 140,100	円 246,100

(注) 1 三戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	三戸町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三戸町		青森県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,236 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,581 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	三戸町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (28年4月1日現在)

三戸町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	5,041 千円	18,962 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 三戸町は支給なし

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	66,570 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	887,599 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)	81.5 %			
手当の種類(手当数)	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	医療業務	54,596 千円	基本手当月額360,000～830,000円等
製剤手当	薬剤師	製剤業務	59 千円	日額 100円
放射線取扱手当	放射線技師、看護師及び准看護師	放射線取扱業務	161 千円	日額 100円
衛生検査手当	臨床検査技師	寄生虫等又は結核菌その他の病原体の取扱業務	0 千円	日額 100円
危険物取扱業務手当	危険物取扱主任者	危険物取扱業務	0 千円	日額 100円
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫業務	0 千円	日額 100円
夜間看護等手当(夜間看護)	助産師、看護師及び准看護師	深夜における看護業務	9,607 千円	勤務時間に応じ2,000～6,800円
診療待機手当	病院に勤務する職員	診療のため自宅等に待機することを命ぜられたとき	1,927 千円	時間帯に応じ2,300～4,500円
死体処置手当	病院に勤務する職員	死体処置業務	147 千円	1体 500円
人工透析取扱手当	看護師、准看護師及び臨床工学技士	人工透析業務	73 千円	日額 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	24,898 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	141 千円
支給実績(26年度決算)	14,060 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	98 千円

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に対する手当 配偶者13,000円 配偶者以外6,500円(配偶者無しの場合11,000円) 2人目以降 6,500円 (16歳～22歳まで5,000円加算)	同じ		19,644 千円	233,854 円
住居手当	住宅の家賃を支払っている職員及び自己所有の住宅を有する職員に対する手当 借家限度額 月額 27,000円	同じ		7,651 千円	218,600 円
通勤手当	交通機関利用及び交通用具利用職員に対する手当 交通機関利用者限度額 55,000円 交通用具利用者限度額 35,000円	異なる(県と同じ)	四輪自動車の使用距離区分	7,942 千円	78,636 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対する手当 本庁の参事、課長 39,800円～49,800円 出先機関の長等 31,800円 医師 月額 62,000～150,000円 総看護師長、薬剤師 43,900円～57,000円	ほぼ同じ	職務ごとに支給額を設定	11,289 千円	513,115 円
休日勤務手当	祝日等及び年末年始の休日における勤務に対する手当 1時間単価 勤務1時間当たりの給与額に100分の125～150の割合を乗じた額	同じ		719 千円	23,202 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対する手当 1時間単価 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ		4,335 千円	120,424 円
宿日直手当	宿日直勤務に対する手当 勤務1回 三戸中央病院 医師20,000～30,000円 その他 5,800～8,700円 三戸中央病院以外 4,200～6,300円	同じ		12,275 千円	423,262 円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで寒冷の地域に在勤する職員に対する手当 世帯主・扶養親族有り 17,800円 世帯主・扶養親族無し 10,200円 その他 7,360円	同じ		12,299 千円	62,752 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	768,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額 794,700 円 / 494,900 円		
	副 町 長	609,000	円	667,900 円 / 435,200 円		
報 酬	議 長	284,000	円	326,000 円 / 199,000 円		
	副 議 長	241,000	円	269,000 円 / 171,000 円		
	議 員	226,000	円	250,000 円 / 160,000 円		
期 末 手 当	町 長	(27年度支給割合)		2.85	月分	
	副 町 長	(27年度支給割合)		2.85	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	768,000円×在職月数×0.455		1,677 万円	任期毎	
		609,000円×在職月数×0.265		774 万円	任期毎	
	備 考					

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

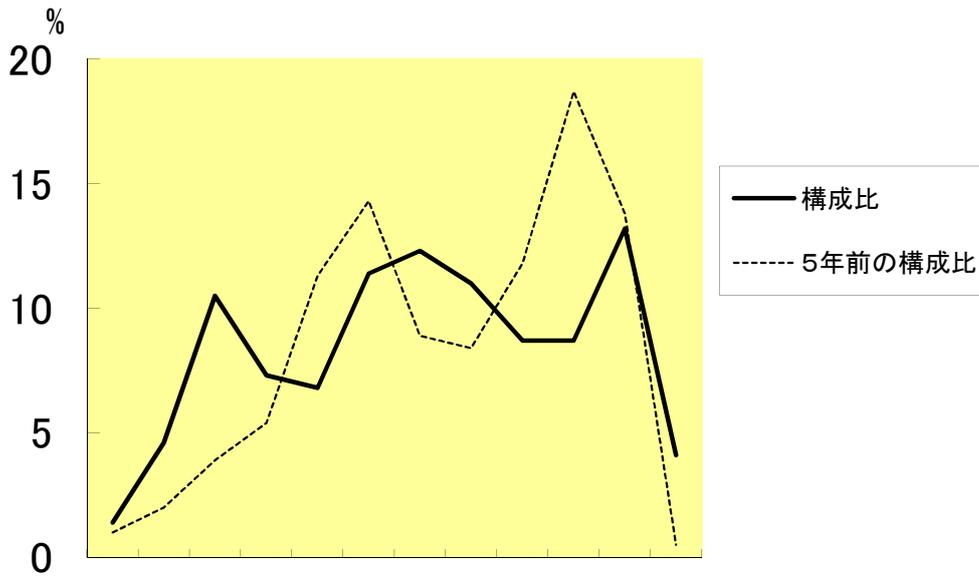
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	1	地方創生・過疎対策・ふるさと納税等の事業強化のための増
		総務	28	29		
		税務	8	8		
		民生	18	18		
		衛生	7	7		
農林水産		8	8			
商工		1	1			
土木		7	7			
	計	79	80	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 94.57 人)	
	教育部門	19	20	1	パークゴルフ場開設運営のための増	
	消防部門					
	小 計	98	100	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 111.42 人)	
公 営 会 社 等 部 門	病院	92	103	11	病院経営推進のための看護師、医療技術職等の採用による	
	水道	1	1			
	下水道	5	5			
	その他	9	10	1	青森県後期高齢者医療広域連合への職員派遣による増	
	小 計	107	119	12		
合 計		205	219	14	<参考> 人口1万人当たり職員数 201.84 人	
		[266]	[266]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	10人	23人	16人	15人	25人	27人	24人	19人	19人	29人	9人	219人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在) (単位: 人・%)

区分 部門	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	68	67	71	75	79	80	12 (17.6 %)
教育	21	21	21	21	19	20	▲1 (▲4.8 %)
消防							0 (%)
普通会計 計	89	88	92	96	98	100	11 (12.4 %)
公営企業等会計 計	115	118	113	107	107	119	4 (3.5 %)
総合計	204	206	205	203	205	219	15 (7.4 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数